

令和 年度 水質検査計画表①(省略不可項目)

【専用水道施設名称】

給水栓以外での採水	必須検査項目	検査回数	回数の減少条件	検査の省略条件	基準値 (mg/L以下)	基準値の1/2値	基準値の1/5値	基準値の1/10値	4月第1回	5月第2回	6月第3回	7月第4回	8月第5回	9月第6回	10月第7回	11月第8回	12月第9回	1月第10回	2月第11回	3月第12回	
×	色、濁り、消毒の残留効果	1回/日		省略不可	異常でない																
×	1 一般細菌	1回/月			100個/ml以下																
×	2 大腸菌				不検出																
×	38 塩化物イオン	1回/月	4回/年 ※自動連続測定・記録実施時		200	自動連続測定・記録有・無															
×	46 有機物(全有機炭素(TOC)の量)				3																
×	47 pH値				5.8以上8.6以下																
×	48 味				異常でない																
×	49 臭気				異常でない																
×	50 色度				5度以下																
×	51 濁度				2度以下																
×	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	4回/年			0.01																
×	21 塩素酸				0.6																
×	22 クロロ酢酸				0.02																
×	23 クロロホルム				0.06																
×	24 ジクロロ酢酸				0.03																
×	25 ジプロモクロロメタン				0.1																
×	26 臭素酸 (浄水処理にオゾン処理、消毒に次亜塩素酸を使用する場合)				0.01																
×	27 総トリハロメタン				0.1																
×	28 トリクロロ酢酸				0.03																
×	29 プロモジクロロメタン			0.03																	
×	30 プロモホルム			0.09																	
×	31 ホルムアルデヒド			0.08																	
○注1	9 亜硝酸態窒素									0.04	0.02	0.008	0.004								
○注1	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		※注2	10	5	2	1														

※注1 送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかで採水できる。

※注2 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下は1年に1回、1/10以下は3年に1回検査を行う。ただし、過去3年間以内に水源の種別・取水地点・浄水方法を変更した場合は除く。

令和 年度 水質検査計画表②(省略可能項目)

【専用水道施設名称】

給水栓 以外での採水	省略可能検査項目	検査回数	回数の減少条件	検査の省略条件	基準値 (mg/L 以下)	基準値の 1/2値	基準値の 1/5値	基準値の 1/10値	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	翌年の 検査の 省略 (○/×)			
									第1回	第2回	第3回	第4回	第5回	第6回	第7回	第8回	第9回	第10回	第11回	第12回				
×	42 ジェオスミン	1回/月	※藻類の発生時期のみ実施	過去の検査結果が1/2以下かつ 原水・水源・周辺状況(湖沼等停滞水を水源とする場合は関係藻類の発生状況)を考慮し必要ないと判断する時	0.00001																			
×	43 2-メチルイソボルネオール			0.00001																				
○注1	3 カドミウム及びその化合物	4回/年	※注2	過去の検査結果が1/2以下かつ 原水・水源・周辺状況を勘案し、検査不要と認められる時	0.003	0.0015	0.0006	0.0003																
○注1	4 水銀及びその化合物				0.0005	0.00025	0.0001	0.00005																
○注1	5 セレン及びその化合物				0.01	0.005	0.002	0.001																
○注1	7 ヒ素及びその化合物				0.01	0.005	0.002	0.001																
○注1	13 ホウ素及びその化合物 (海水を原水に不使用の場合)				1	0.5	0.2	0.1																
○注1	12 フッ素及びその化合物				0.8	0.4	0.16	0.08																
○注1	36 ナトリウム及びその化合物				200	100	40	20																
×	37 マンガン及びその化合物				0.05	0.025	0.01	0.005																
○注1	39 カルシウム、マグネシウム等 (硬度)				300	150	60	30																
○注1	40 蒸発残留物				500	250	100	50																
○注1	41 陰イオン界面活性剤				0.2	0.1	0.04	0.02																
○注1	44 非イオン界面活性剤				0.02	0.01	0.004	0.002																
○注1	45 フェノール類				0.005	0.0025	0.001	0.0005																
×	6 鉛及びその化合物				過去の検査結果が1/2以下かつ 原水・水源・周辺状況並びに薬品・資機材等の使用状況を勘案し、検査不要と認められる時	0.01	0.005	0.002	0.001															
×	8 六価クロム化合物					0.02	0.01	0.004	0.002															
×	32 亜鉛及びその化合物	1	0.5	0.2		0.1																		
×	33 アルミニウム及びその化合物	0.2	0.1	0.04		0.02																		
×	34 鉄及びその化合物	0.3	0.15	0.06		0.03																		
×	35 銅及びその化合物	1	0.5	0.2		0.1																		
○注1	14 四塩化炭素	過去の検査結果が1/2以下かつ 原水・水源・周辺状況(水源が地下水の場合は近傍地域の地下水の状況を含む)を勘案し、検査不要と認められる時	0.002	0.001	0.0004	0.0002																		
○注1	15 1,4-ジオキサン		0.05	0.025	0.01	0.005																		
○注1	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		0.04	0.02	0.008	0.004																		
○注1	17 ジクロロメタン		0.02	0.01	0.004	0.002																		
○注1	18 テトラクロロエチレン		0.01	0.005	0.002	0.001																		
○注1	19 トリクロロエチレン		0.01	0.005	0.002	0.001																		
○注1	20 ベンゼン		0.01	0.005	0.002	0.001																		

※注1 送水施設及び配水施設内で濃度が上昇しないことが明らかである場合、浄水施設の出口、送水施設又は配水施設のいずれかで採水できる。
 ※注2 過去3年間の検査結果が基準値の1/5以下は1年に1回、1/10以下は3年に1回検査を行う。ただし、過去3年間以内に水源の種別・取水地点・浄水方法を変更した場合は除く。